

# (公財)相模原市勤労者福祉サービスセンター第3次勤労者推進計画 あじさいメイツ・プラン2020 (概要)

- I 勤労者福祉推進計画の策定(改訂)について
- II 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターの概要
- III センターの課題と今後の方向性
- IV 計画の基本的な考え方
- V 基本目標
- VI 実施計画

---

---

## I 勤労者福祉推進計画の策定(改訂)について

---

---

財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンターの「勤労者福祉推進計画」は平成8年3月(1996年)に策定され、余暇時間の増大やライフスタイルの変化など、中小企業勤労者のニーズの多様化に対応するとともに、大企業と中小企業間に存在する雇用、労働条件の格差をなくし、計画的に大企業並みの勤労者福祉の実現を目指すために策定されているが、前回の「勤労者福祉推進計画(あじさいメイツ・プラン2015)」から5年が経過し、公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)を取り巻く環境は変化した。

勤労者福祉の必要性は今後も益々重要性を増すものと考えられながらも、平成23年以降の国の補助制度の廃止などにより、センターを取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、新たな計画を策定することとした。

計画の策定にあたっては、前計画を同様、今後5年間の計画として改訂することとした。

---

---

## II 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターの概要

---

---

我が国の企業の大多数を占める、中小企業(資本金3億円以下、従業員数300人以下)は、昭和の経済成長期において、大企業並みの法定外福利厚生が実現しにくいことから、相模原市においては、昭和43年7月に任意団体「相模原市勤労者互助会」を設置し、勤労者福祉事業を開始し、昭和63年5月に出された「中小企業勤労者総合福祉推進事業の創設について」の通達や指針に基づき、中小企業の勤労者福祉に貢献してきた。

平成2年4月にそれまでの相模原市の直営事業という運営形態を変更し、民法法人として財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンターを設立し、活動を拡大してきたが、公益法人制度改革によって、平成24年4月に公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターへと移行した。

加入事業所数はほぼ横ばい傾向にあるものの、会員数は第三次産業分野の勤労者を中心に増加している。その一方で、71歳以上の特例会員は年々増加している。

### III センターの課題と今後の方向性

図表 センターの課題



センターの課題は、図表「センターの課題」のとおりである。

課題1 時代に応じた事業運営

課題2 広報活動の充実

課題3 会員の拡大の促進

課題4 組織運営体制の充実

課題5 活動財源の確保

課題6 今後の会員の動向

これらの項目についての課題と今後の方向性を示すと次のようになる

#### 課題1 時代に応じた事業運営

##### 【課題】

全国の勤労者福祉サービスセンターが単独で行っていた余暇活動事業は、会員の多様なニーズに応えることが難しいため、近隣の勤労者福祉サービスセンターとの連携による共同事業の展開により、スケールメリットを活かした事業を可能にし、各勤労者福祉サービスセンターが相互に連携することによって、新たなサービスの提供が必要となってきた。

##### 【方向性】

今後は、県内の勤労者福祉サービスセンターとの共同事業などの協議や、全国の勤労者福祉サービスセンターには、地域性を活かした特徴的なイベントの開催や地域の特産物などもあることから、これらの勤労者福祉サービスセンター等とも連携していくことが求められている。また、関連労働団体の活動と連携する事業の拡充及び既存事業の整理なども検討する必要がある。

## 課題2 広報活動の充実

### 【課題】

相模原市内の従業員数を見ると、当センターの会員数はまだまだ未加入者が多く、十分に当センターの存在が周知されているとは言えない状況である。

### 【方向性】

今後は、未加入事業所に対するアプローチが必要である。また、相模原市内の産業構造も第二次産業よりも第三次産業が増加しつつあるなかで、産業構造の変化やそれらの産業分野の就業の特性などを踏まえた勤労者福祉や広報のあり方を検討する必要がある。

## 課題3 会員拡大の推進

### 【課題】

当センターは、設立当初から順調に会員数や加入する事業所数が増加していたが、近年の社会経済状況から横ばいの状況が続いている。

また、相模原市の産業別従業者数や事業所数の変遷をみると、従来、加入者が多かった製造業や建設業といった第二次産業の従事者数が減少し、第三次産業の従事者数が非常に多くなっている。

### 【方向性】

会員として、近年、医療、介護、福祉をはじめとするサービス業等を中心とした第三次産業の従業者が増加しており、それらの分野に対し積極的に勧誘を行い、勤労者福祉サービスセンターの役割や勤労者福祉の必要性などの理解を得ることが大切なこととなっている。

## 課題4 組織運営体制の充実

### 【課題】

当センターの事業の大部分は1年雇用の嘱託職員が担当する体制となっている。5年を超える労働者の有期労働契約などを内容とする労働契約法の改正などの外的要因や、事業の安定性、継続性等を確保する必要がある。

### 【方向性】

現状、当センターの事務局体制は、ほとんどが嘱託職員という状況の中で、事業を継続させるためには、責任ある体制の構築が必要である。また、神奈川県内の他の勤労者福祉サービスセンターと比較して、職員一人あたりの会員数が最も多く、職員の労働負荷は重いと考えられるため、責任的な度合いなども考慮し、会員へのサービスを低下させないためにも、ルーチンワークで負荷が生じている作業について見直しを図るとともに、当センターの職員のあり方について抜本的な見直しを図ることが求められる。

## 課題5 活動財源の確保

### 【課題】

中長期的に安定した勤労者福祉の各サービスを提供していくためには、当センターの自立的な経営が不可欠であるため、新規会員の確保や財政基盤の整備が必要となる。

## 【方向性】

昭和 60 年から据え置かれている会費の水準の見直しや、会員数の増強、福利厚生メニューのスクラップ・アンド・ビルド、さらには、広域連携による共同仕入れなどを行うことが重要である。

## 課題6 今後の会員の動向

### 【課題】

平成 24 年 12 月の第二次安倍内閣の発足により、金融政策や財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の取り組みや、日本銀行による「量的・質的金融緩和」の導入などの一連の取り組みを受けて、円安や株価の上昇がおり、大手企業を中心に景気回復傾向がみられ、神奈川県内の動向をみても有効求人倍率が 1 に近づきつつあるなど、企業の人材の採用活動も活発化の動きが伺える。

### 【方向性】

新規学卒社員の採用競争の激化、あるいは平成 28 年 10 月からの、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大により、従来非正規雇用者であった者が正規雇用者に転換する際に、会員として新規加入が広がる期待がある。

また、従来、当センターは、従業員が 300 人以下の中小企業を中心に展開してきたため、大規模企業グループの子会社であった事業者などには周知されていることが少ない傾向にある。今後は大企業に対しても周知・勧誘することが求められている。

なお、今回のプランにおいては、将来的に会員の自然的な増加は、現状のわが国の少子高齢化を踏まえると厳しい環境にあるため、会員を維持、拡大を図る努力を前提に、他の勤労者福祉サービスセンターとの比較などを含め、会費の適正化や受益者負担の視点が必要である。

---

---

## IV 計画の基本的な考え方

---

---

この計画の名称は「公益財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター勤労者福祉推進計画（あじさいメイツ・プラン 2020）」とし、前回までのプランの検証結果をもとに、新たな社会環境の変化に対応したセンターの運営の方向性を示す。

あじさいメイツとして、これまで取り組んできた事業と組織の現状を総点検し、取り組み課題を明らかにした上で、2020 年を展望した中長期的な活動計画として「勤労者福祉推進計画」を策定するものである。

また、この計画はあじさいメイツの自主的、主体的な活動計画を積極的に明らかにするとともに、市との連携を図り総合的な福祉の推進を目指すものである。

計画の構成については、「基本計画」、「基本目標」、「実施計画」で構成し、それぞれの概要は次のとおりとし、期間については、いずれも 2016 年度（平成 28 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）の 5 か年度とする。

(1) 基本計画

2020年度を展望した中長期的な活動計画として、自主的、主体的な活動計画を明らかにするとともに、市との連携を図り総合的な福祉の推進を目指すもの。

(2) 基本目標

2020年を展望したあじさいメイツの役割と基本的な活動の目標を定めるもの。

(3) 実施計画

基本目標の施策を具体化する計画で、年度毎の予算、事業計画の先導的役割を果たすもの。

<b>基本目標(2020年を展望)</b>
<b>実施計画(2016年～2020年)</b>
<b>年度ごとの計画</b>

---

---

## V 基本目標

---

---

### 1 基本目標

相模原市内の事業者の活性化と、市内の事業所で働く勤労者が生きがいを感じ、充実した生活を実現できるように、勤労者福祉を通じて労使双方を支援し、会員に親しまれる事業展開を進めつつ、将来に向けて持続可能な勤労者福祉事業を展開できるよう、自立した運営体制への取り組みを推進していく。

### 2 施策の基本方針

#### ① 生活の安定に資する事業

勤労者福祉の原点は、在職中の生活の安定が基盤となる。勤労者の在職中の生活を支えるため、共済給付制度を基盤に、各種保険制度のあっせんや生活物資のあっせんなどの充実を図る。

#### ② 健康の維持増進に資する事業

日本再興戦略（平成25年6月14日）においても国民の「健康寿命」の延伸が掲げられ、「効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会」の社会像の実現が示されている。

国をあげての国民の健康の保持増進が進められる中、勤労者一人ひとりが健やかに充実した勤労者生活が送れるよう、市や関係機関とも連携し、健康知識の普及や健康診断体制の充実を図る。

#### ③ 自己啓発に資する事業

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の国や地方自治体、企業での取り組みが広がる中、勤労者においては仕事以外の経験を通じて、新たな知識を得、自らを研鑽することに通じ、人生に厚みや潤いを与え、充実した生活を支える上での大切な原動力となる。カルチャーセンターや通信教育を通じて学ぶ環境の提供、趣味や教養、基礎的な技能知識などを習得できる教室や講座を幅広く開催し、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを推進するための支援を行う。また、講師については、市内の各分野の専

門家人材をボランティア講師として募り、事業の拡充を図る。

#### ④ 財産形成に資する事業

近年多発する自然災害、あるいは突然訪れる親族介護は、今までの勤労者生活や思い描いていたライフプランも一変させる。

こうした不安を軽減するうえで、財産形成を図ることは重要である。そこで、勤労者各年代（各世代）のライフスタイルやリスクマネジメントに応じた財産形成が少しでも実現できるようにライフサポートなどの講座の開講や情報提供などを行う。

#### ⑤ 余暇活動に資する事業

平成28年以降の労働法の改正の一つに、有給休暇の取得促進のための法改正が見込まれ、勤労者にとっても有給休暇の使い方を工夫していくことが求められる。

例えば、日頃の勤労生活から離れ、有給休暇などを使った余暇時間の中で、家族と接するなど、仕事以外の情報や経験を通じて、新たな発見や発想が得られれば、仕事のスキルアップや勤労意欲の向上などの実現に繋がる。

これはワーク・ライフ・バランスを実現するうえでは大切な要素となり、当センターではこれを実現するうえで、経営者層への積極的な情報提供や、勤労者だけでなく家族も含めた余暇活動事業の充実を図る。

#### ⑥ 生涯生活の安定に資する事業

退職後の生活すなわちセカンドライフを充実したものにするには、在職中から計画的に、心身ともに準備を進めることが大変重要である。

近年の退職後の生活の多様化を踏まえ、明るく健やかな退職後の生活が送れるよう、「健康、余暇、経済」の情報を適用する各種ライフプラン支援や、個人年金制度の普及促進、趣味の教室の開催などに努める。

#### ⑦ 勤労者等の活動を支援する施設に係る管理運営事業

相模原市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）は、勤労者の福祉向上を目的に設置された施設であり、当センターが目指す理念と同じであることから、引き続き施設管理の受託に努める。

#### ⑧ その他基本目標を達成するための事業を行う

##### ア 広報活動の充実

事業主を対象とした当センターの活用方法を周知するセミナーやイベントを展開することを検討する。また、モバイルシステム登録会員向けに即時性のある情報などを中心に情報提供をさらに促進し、利用促進に努める。

##### イ 会員拡大の推進

会員増強については、第三次産業分野への会員の勧誘に引き続き取り組む。また、市の主催するイベントでの広報活動や現会員からの紹介などをはじめ、勧誘やその進捗状況等をデータベース化し情報の共有化に努め、職員による事業所の定期訪問の定期的な実施、加入促進強化月間の設置、相模原市や市関連団体と連携・協力などにより会員の加入促進を図る。また、口コミによる加入促進を図るため、会員事業主の協力のもと、それぞれが保有している人的ネットワークを活用し、未加入事業所や各種業界団体への働きかけを行う。

#### ウ 組織運営体制の充実

他の勤労者福祉サービスセンターとの共同事業の開催や、外部インフラを活用してイベントなどの受付業務ならびに決済業務の作業負担の軽減を図り、組織運営の適正化を図る。

#### エ 活動財源の確保

昨年度に実施した会員アンケートや他の勤労者福祉サービスセンターの状況などを踏まえ、充実したメニューに相応した会費の適正化や受益者負担あるいは特例会員に対する受益者負担など、会員間での不公平感を軽減するうえでも、今後は、会員のサービスを維持あるいはニーズに叶うメニューを展開しながら、会員の相互扶助の理念に基づき、時代に合わせた会費の適正化を検討する。

また、模原市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の管理運営について平成30年以降も指定管理者事業を受託できよう努める。

#### オ 今後の会員の動向

新規学卒社員の売り手市場傾向にある中で、相模原市内の事業者においても新規採用者が増える可能性もあり、会員の新規加入が期待される。また、本年（平成28年）10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大により、非正規雇用者から正規雇用者への転換により会員として新規加入が広がる期待がある。

さらに、当センターで従来対象としていなかった大規模企業グループの子会社など対しても当センターの利用を周知していく。

1 事業体系

